

# 「所得税顧問」(Ver.H24.1)

## 平成24年分対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

### 発売予定日

2013年1月下旬リリース予定

### バージョンアップ対象

Ver.H23.1以降

電子申告更新プログラムは、  
2013年1月30日 公開予定

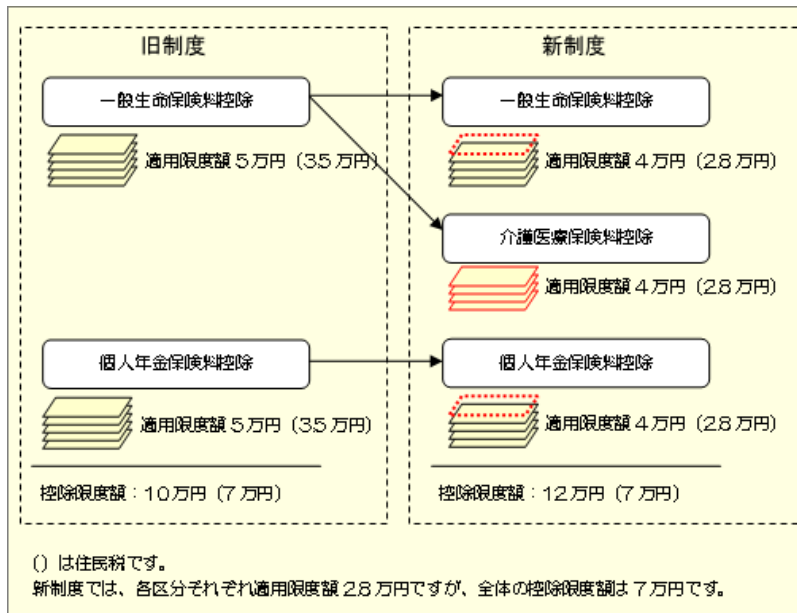
## 改正内容

### 税制改正の内容

#### ●生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の①～③までによる各保険料控除の合計金額が(上限)12万円とされました。

- ①一般生命保険料控除    ②介護医療保険料控除【新設】    ③個人年金保険料控除



#### ●認定低炭素住宅における税額軽減措置の創設【住宅借入金等特別控除の改正】

認定低炭素住宅を取得した場合には、住宅借入金等特別控除について優遇されることとされました。

居住開始年	平成24年	平成25年
借入金等年末残高の限度額	4,000万円 (3,000万円)	3,000万円 (2,000万円)

#### ●認定長期優良住宅新築等特別税額控除の延長

税額控除限度額が50万円(改正前：100万円)に引き下げられ、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました。

#### ●減価償却資産の定率法の改正(200%定率法)

平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産について、定率法の償却率が、定額法の200%(改正前：定額法の250%)とされました。経過措置も用意されています。

# 主なシステム対応内容

## ● 生命保険料控除の改組

申告書 A および申告書 B [生命・地震] タブの「生命保険料控除」欄を変更します。

### 【前年データ取込】

平成 23 年版を使用している先行入力での生命保険料控除に関する入力を行っていた場合、すべて旧生命保険料として取り込みを行います。

## ● 減価償却資産の定率法の改正（200%定率法）

償却方法の選択に「200%定率」「250%定率」を追加しました。印刷時はいずれも「定率」と印刷します。

### 【前年データ取込】

定率法を選択している減価償却資産がある場合、前年データ取込ではそのまま 250%定率法として取り込みを行いますので、200%定率法で計算する減価償却資産がある場合は、平成 24 年版で修正を行ってください。

## ● 主な様式の変更

### ■ 第二表

生命保険料控除の改組により控除種別が増えた（新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）ことを受け、⑭生命保険料控除欄のレイアウトの見直しが行われました。

なおこの影響で、B 様式については次の項目について明細行数がそれぞれ 1 行ずつ減りました。

- ⑫社会保険料控除 (昨年様式：3 明細 → 本年様式：2 明細)
- ⑬小規模企業共済等掛金控除 (昨年様式：3 明細 → 本年様式：2 明細)

### ■ 第四表付表(一)(二)

第四表付表(一)から、「純損失の繰越控除の特例に係る要件判定」欄が削除されました。

第四表付表(二)については、前々年(平成 22 年)の繰越損失欄に震災用の損失の入力ができるようになった他、前年(平成 23 年)についての純損失の金額について要件該当非該当の別に記載を行うようになりました。

### ■ 住宅借入金控除の計算書

住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける場合の記載欄が追加されました。

当システムでは、住宅借入金控除計算書の複数枚作成には対応していません。重複適用を受けるため複数枚の提出を行う場合は、一方を手書きしていただくか、個人コピーを行い別データで作成いただくか等の運用をお願いします。

### ■ 給与所得の源泉徴収票

生命保険料控除の改組などにより、「給与所得の源泉徴収票」の様式が変更になりました。

など

## ● (震災関連帳票) 雑損失の計算書の削除

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用する「雑損失の金額の計算書」を削除します。当帳票は、初年目の震災雑損失額を計算するための様式です。

また、その場合においても、提出は任意となっており、提出を強制するものではありません。

初年目の震災雑損失額は、平成 22 年版または平成 23 年版にて申告済みであるケースが多いことを考慮し、本機能を削除することにしました。

## ⚠ データの互換性について

● 連動可能な減価償却システム・財務システムのバージョンは以下のとおりです。  
減価償却応援 Ver.8.1 以降、財務応援 Ver.3.5 以降

● 200%定率法に対応していないバージョンからの連動では、「250%定率」として取り込みます。

お問い合わせ先

 北海道オフィス・マリン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください